

個人情報に関するお客様への重要なお知らせ

- (a) お客様は大新銀行株式会社(「銀行」)に対し、カードの発行、利用及び関連するサービスに関わる情報を提供する必要があります。
- (b) 上記の情報が提供できない場合、銀行は、カードの発行、利用及び関連するサービスの利用を中止することがあります。
- (c) 銀行、及びその代理人(弁護士、債券回収業者を含む)は、(i)一般的な銀行取引、例:預金、小切手の利用、口頭(銀行の電話録音システムにより録音されている可能性のある)または書面による銀行とのコミュニケーション;(ii)信用照会サービスを提供する銀行の指定する信用情報機関;(iii)お客様から未払残高を回収する銀行の指定する代理人(弁護士、債券回収業者を含む);(iv)政府または準政府機関またはその他の機関、組織によって保持される公的記録(司法、破産管理署、会社登記及び土地登記を含むがこれに限定されるものではない);及び(v)他の情報源(例:インターネット、公有財産から得られる情報)から情報を収集する場合があります。

(d) 以下の目的のため、お客様に関する情報は、銀行または受取人に利用される場合があります。

- (i) お客様へ提供するサービス運用のため
- (ii) 与信審査のため
- (iii) 銀行の信用評価モデルの構築及び維持のため
- (iv) 他の金融機関、クレジットカード会社及び債権回収会社の与信審査及び債権回収のため
- (v) お客様の信用状態の確認のため
- (vi) 金融サービスまたはそれに関わる商品の企画のため
- (vii) マーケティングサービス及び商品など(詳細は(g)以下をご覧ください。)
- (viii) 銀行とお客様間の債権、債務の確定のため
- (ix) お客様もしくはお客様の保証人からの債権回収、義務の履行のため
- (x) 銀行やその支店のいずれかに適用されるデータを開示して使用するための義務、要件や取り決めに準拠し、または下記に従うため
- (1) 香港特別行政区内外で現在または将来において適用される法律による拘束力(例:国内税歳入庁条例、金融口座情報の自動交換に関連する規定)
- (2) 香港特別行政区内外で現在または将来において、任意の法律、規制、行政、税務、法執行機関、または他の機関、または金融サービスプロバイダーの自主規制や業界団体や協会により発行される指針(例: 税務局より発行される、金融口座情報の自動交換に関連する指針)
- (3) 現在または将来において、銀行やその支店に課される国内外の任意の法律、規制、行政、税務、法執行機関、または他の機関、または金融サービスプロバイダーの自主規制や業界団体や協会との契約上またはその他の義務
- (xi) 義務、要件、政策、手順に準拠するため、また大新フィナンシャルホールディング社(「DSFH」)グループ会社内(海外の子会社を含む)での情報共有のため、及び/または次のグループ全体での情報利用のため、(1)国内外の任意の法律、規制、行政、税務、法執行機関、または他の機関、または金融サービスプロバイダーの自主規制や業界団体や協会の発行する規制や要件の遵守、(2)制裁措置の遵守、または、(3)マネーロンダリング、テロ資金供与やその他の違法行為の制裁や予防の遵守
- (xii) 手順への適合のため
- (xiii) 銀行の株式割当増資等にあたり、関係会社へ開示するため
- (xiv) カード取引に関連するマーチャントのアクワイアラー(またはアクワイアリング銀行) ("アクワイアラー")とのお客様情報照合、またはお客様情報照合の目的でアクワイアラーとのお客様情報の共有及び/または交換のため
- (xv) DSFHグループ会社内のリスクマネジメントのための、お客様の信用情報共有及び/または交換のため
- (xvi) 銀行を通じて販売される保険契約の管理、処理及び/または取扱いのため
- (xvii) 法的および/または規制上の要件順守を監視するため
- (xviii) 苦情処理対応のため
- (xix) 市場調査および統計分析のため、および

(xx) それに関連する目的

- (e) お客様の情報は機密情報として保管されますが、銀行は上記(d)に記載目的のため、下記に記載された関係者にこれらの情報を提供することがあります。
- (i) 銀行に対し、事務処理、通信、ATM/電子送金、コンピューター、支払、債権回収、証券決済などの業務を提供する取引先、業務委託先、または第三者機関
- (ii) 銀行の支店、子会社、持株会社、関連会社、提携先
- (iii) 機密情報に対し、守秘義務を負うDSFHのグループ会社を含む関係者
- (iv) 受取人の情報を含む可能性がある小切手のコピーを振出人に提供する小切手の支払銀行
- (v) 信用情報機関、返済不可能時における債権回収会社
- (vi) 香港特別行政区内外で現在または将来において、任意の法律、規制、行政、税務、法執行機関、または他の機関、または金融サービスプロバイダーの自主規制や業界団体や協会により発行される指針に基づく銀行、銀行やその支店の情報開示先
- (vii) お客様の信用保証を目的とする保証会社もしくは委託会社
- (viii) アクワイアラー
- (ix) 大新生命保険会社、その相続人及び権利継承者(「DSLA」)
- (x) DSLAに対し、事務処理、マーケティング、販売、顧客、通信、コンピューターまたはその他のサービスを提供する取引先、業務委託先、または第三者機関(及び各相続人、権利継承者)
- (xi) 銀行の指定代理人、お客様に関する銀行の権利の関係者、譲受人、および
- (xii) (1) DSFHの系列会社
(2) 第三者である金融機関、保険業者、クレジットカード会社、証券投資サービス提供者
(3) 第三者である報償、ロイヤルティ、または特典プログラム提供者
(4) 銀行の共同ブランドパートナー、およびDSFHの系列会社(当該共同ブランドパートナーの名前は、場合により、申請書内、広告パンフレット/関連するサービス及び商品のポスターにてご参照いただけます。)
(5) 慈善団体や非営利団体
(6) 銀行が(d)(vii)の条項を目的として提携している外部サービスプロバイダー(mailing house、通信会社、テレマーケティング及びダイレクトセール代行会社、コールセンター、データ処理会社及び情報技術会社を含みますが、これに限定されるものではありません。)
- これらの情報は香港外に転送される場合があります。

(f) お客様(借り手、抵当権設定者、保証人を問わず。またお客様の個人名義、他人との共同名義を問わず。)が2011年4月1日以降に申請された住宅ローンに関連する情報に関して、下記のお客様の情報(随時更新される情報も含めて)が銀行、または代理エージェントより信用情報機関に提供される場合があります。

- (i) 氏名
- (ii) 各住宅ローンの範囲
- (iii) 香港IDカード番号または旅券番号
- (iv) 生年月日
- (v) 連絡先住所
- (vi) 各住宅ローンについて口座番号
- (vii) 各住宅ローンについて施設の種類の
- (viii) 各住宅ローンについて口座の状況(例:アクティブ、閉鎖、回収不能(破産に起因する以外の)、破産命令による回収不能)
- (ix) 各住宅ローン口座の閉鎖日
- 信用情報機関は、銀行より提供される上記の情報を、お客様が借り手、抵当権設定者、保証人として、個人または連名名義で香港の金融機関より利用しているそれぞれの住宅ローン情報を取りまとめるため、金融機関により信用情報機関の消費者信用データベースを共有するために利用します。(消費者信用情報に関する実施規則の要件を満たし、個人データ条例に基づく)

(g) **ダイレクトマーケティングにおける情報の利用**

銀行は、ダイレクトマーケティングのためにお客様の情報を利用する場合がございます。銀行は、そのためにお客様の承諾(異議なしの指示を含むもの)が必要となります。この点に関してご注意ください。

- (i) 氏名、連絡先、商品・サービス情報、取引パターン・特徴、金

融背景、人口動態などの銀行が有するお客様の情報を銀行のダイレクトマーケティングに利用する場合がございます。

- (ii) 以下の区分のサービス、商品などを販売する場合がございます。
- (1) 金融、保険、クレジットカード、銀行取引、また関連するサービス・商品
 - (2) 報償、ロイヤルティ、または特典プログラムとそれに関連するサービス・商品
 - (3) 銀行の共同ブランドパートナー(当該共同ブランドパートナーの名前は、場合により、申請書内、広告パンフレット/関連するサービス及び商品のポスターにてご参照いただけます。)により提供されるサービス・商品
 - (4) 慈善団体や非営利団体への寄付や出資
- (iii) 上記のサービス、商品などは銀行及び/または以下の他者より提供されます。
- (1) DSFHの系列会社
 - (2) 第三者である金融機関、保険業者、クレジットカード会社、証券投資サービス提供者
 - (3) 第三者である報償、ロイヤルティ、または特典プログラム提供者
 - (4) 銀行の共同ブランドパートナー、およびDSFHの系列会社(当該共同ブランドパートナーの名前は、場合により、申請書内、広告パンフレット/関連するサービス及び商品のポスターにてご参照いただけます。)
 - (5) 慈善団体や非営利団体
- (iv) 上記のサービス、商品のマーケティングに加えて、銀行は(g)(i)に明記した情報を(g)(iii)に明記した他者の全てまたは一部にそれらの組織のサービス、商品などのマーケティングのために利用する目的で提供する場合がございます。銀行は、そのためにお客様の承諾(異議なしの指示を含むもの)が必要となります。
- (v) 銀行が(g)(iv)の通り情報を提供する見返りとして金銭、その他の財産の受け取る場合、また(g)(iv)の通りお客様に承諾または異議なしの意向を求めるとき、銀行は情報を提供する見返りとして金銭、その他の財産の受け取りがあるかどうかについてお客様に通知致します。

お客様は、銀行が上記のダイレクトマーケティングの目的で情報を利用したり、他者に提供することを望まない場合、銀行に通知することによりこの権利より逃れることが出来ます。

- (h) 条例に基づく消費者信用情報データ規約、プライバシーコミッションまたは香港金融当局やその他関連機関により制定される法令により、消費者は下記の権利を有します。
- (i) 銀行が保有している消費者自身の情報の確認及びそれらの情報開示を請求する権利
 - (ii) 消費者自身の情報を訂正することを要求する権利
 - (iii) 情報に関わる銀行の方針や規則、または銀行が保有する消費者情報を知る権利
 - (iv) 信用情報機関または債権回収会社に対し、どのような情報が公開されているのかを確認する権利及び情報訂正の要求を行うため、信用情報機関または債権回収会社へ提供された情報の訂正を要求する権利
 - (v) 銀行から信用情報機関へ提供されるいかなる口座情報に関して(返済データを含む)、口座停止より5年以内、および口座停止前の5年間に60日を超える滞納がない場合、完済により停止した口座情報を信用機関のデータベースから削除するよう銀行に指示する権利
- (i) 口座に関して支払の不履行が生じた際、不履行が生じてから60日が経過するまでに不履行該当額が全て返済または回収不能(破産に起因する以外の)となった場合は、返済データ(上記h(v)に記載)は信用情報機関により、最後の支払日より5年経過するまで保管されます。
- (j) お客様に対する破産命令により口座残高が回収不能となった場合、不履行が生じてから60日が経過しているかに関わらず、返済データ(上記h(v)に記載)は信用情報機関により最後の支払日より5年経過するまで、またはお客様より信用情報機関に破産手続きの終了日より5年経過したことが証拠とともに通知されるまでのいずれか早い期日まで保管されます。
- (k) 銀行は、以下の信用情報の確認のため、信用情報機関に照会することがあります。

- (i) カード信用額の引き上げ
- (ii) カード信用額の引き下げもしくは取消
- (iii) 個々のお客様に対する個別対応のため

- (l) 条例により、銀行はどのような情報照会に対しても合理的な範囲内で料金を課すことができます。
- (m) 個人の情報の照会あるいは訂正のための開示請求、ならびに情報取扱方針やどのような情報が保持されているかは、以下の宛先までご請求ください。
- The Data Protection Officer
Dah Sing Bank, Limited
GPO Box 333,
Hong Kong
Fax: 2511 8566
- (n) 銀行は信用取引の申込に関連して、信用情報機関よりお客様の信用報告書を取得する場合があります。お客様が希望される場合は、関連信用情報機関の連絡先をお知らせします。
- (o) 文中の「お客様」とは、借り手とその保証人を指します。保証人には個人あるいは法人(法人にはその取締役、株主、その他の役員を含みます)および独立組織(個人事業主や提携先等)が該当することとします。また、「信用」とは個人または企業の信用のことをいいます(分割払い購入、リース契約を含む)。
- (p) この重要なお知らせは個人情報保護条例の下にお客様各自が有する権利を制限するものではありません。

(英語、中国語、日本語の内容に矛盾が生じた場合、英語の内容に準ずることとします。)

大新銀行
2017年6月*

*このお知らせは、バンカシュアランスのお客様には2017年6月19日より有効となり、適用されます。その他のお客様には2017年7月31日より発効となります。